

請書の読み替えについて

令和7年10月1日以後に締結する契約手続きにおいて、対象となる案件について、電子契約の手続きを適用することから、改正前約款を用いて書類の取り交わしを行った、令和7年度契約の請書の契約条項について、下記の対照表のとおり読み替えるものとします。

改 正 後	現 行
前文から第23条まで省略 <u>第24条 電磁的記録により作成する場合において、この契約は、甲及び乙が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）の措置を行った日にかかわらず、当該請書に定める年月日より確定したものとみなし、当該日から効力を有するものとする。</u> <u>第25条</u> この契約条項に記載する事項以外の事項については、文京区標準契約約款の定めによることとする。 2 この契約条項の解釈について疑義が生じたとき又は契約条項及び文京区標準契約約款に定めない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。 個人情報の保護に関する特記事項 (略) 契約における暴力団等排除措置に関する特記事項 (略)	前文から第23条まで省略 (新設) 第24条 この契約条項に記載する事項以外の事項については、文京区標準契約約款の定めによることとする。 2 この契約条項の解釈について疑義が生じたとき又は契約条項及び文京区標準契約約款に定めない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。 個人情報の保護に関する特記事項 (略) 契約における暴力団等排除措置に関する特記事項 (略)